



◆子ども医療費給付について◆

●子ども医療費給付とは

高校生（18歳到達後最初の3月31日）までのお子様（南九州市にお住まいの保護者に監護されており、修学により本市を転出したお子様も含む）が対象になります。医療機関等（病院、歯科医院、調剤薬局等）を受診した際、受給資格者証を提示することで、窓口負担が無料となる制度です。

●無料となる医療費

保険が適用される費用（入院、通院、お薬などの医療費）が窓口負担無料の対象となります。

※保険が適用されない費用は対象となりません。

●給付の対象外となるもの

- ・ **保険適用外の費用**…健康診断、予防接種、薬の容器代、保険適用外診療、選定療養費（紹介状なしで大規模な病院を受診した場合に初診料とは別にかかる費用）、入院時の食事代やベッド代等
- ・ **付加給付金**…加入している医療保険によっては付加給付金が支給される場合があります。
- ・ **高額療養費**…自己負担額が一定の金額を超えた場合、医療保険者から医療費の払い戻しがあります。
- ・ **法令等により給付される医療費**…未熟児養育医療費、小児慢性特定疾病医療費助成事業、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金（学校の管理下で発生した負傷、疾病に対する給付金）、就学援助制度による医療費援助等

※上記の費用を差し引いた額を子ども医療費として給付します。子ども医療費との重複分については、返還をお願いする場合があります。

●有効期間の始期

- （1）出生の場合 …生まれた日から対象となります。
- （2）県外からの転入の場合…転入日から対象となります。
- （3）県内からの転入の場合…月の初日に転入した場合は転入日から、
2日以降に転入した場合は翌月から対象となります。
（転入した月の診療分は前住所地）



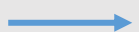
以下の場合、市役所への届出が必要です。 **※市役所窓口または電子申請にてお手続きください。**
（電子申請は市ホームページからお手続きください。）

- ・ 加入医療保険が変わったとき
- ・ 住所が変わったとき
- ・ 登録口座を変更するとき
- ・ 氏名が変わったとき
- ・ 受給資格者を変更するとき



変更手続きが必要です。

- ・ 受給資格者証を紛失、または汚損したとき



再交付の手続きが必要です。

※市外へ転出するとき、生活保護の対象となったとき、お子様が就職や婚姻等により保護者に監護されなくなったときは、受給資格者証を返還してください。

なお、修学によりお子様が転出した場合で引き続き南九州市の受給資格者証を使用するためには、こども未来課子育て支援係または各支所福祉係で手続きが必要となります。

●給付方法

① 県内の医療機関を受診した場合

医療機関等を受診するときに受給資格者証(黄色)を提示してください。窓口負担が無料となります。

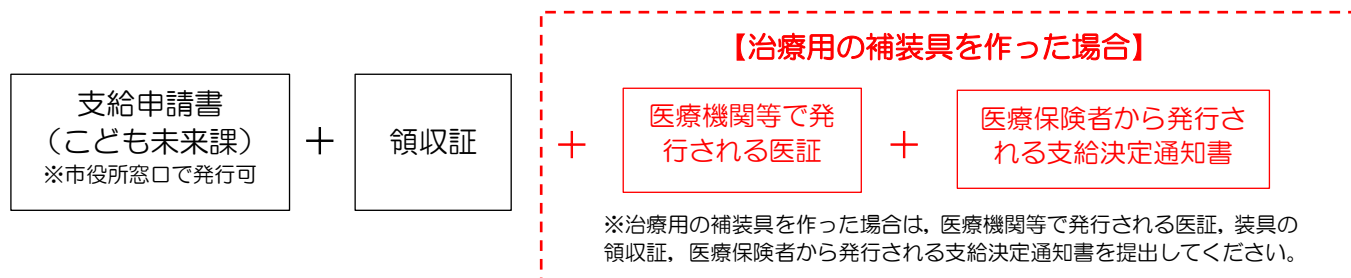
※保険が適用される費用に関わらず、窓口負担無料とならなかった場合は、②のとおりご対応ください。

② 窓口無料とならない場合

医療機関等の窓口で受給資格者証の提示がない場合、県外の医療機関等を受診した場合、治療用の補装具を作った場合は、窓口負担無料の対象となりません。その場合は、一度窓口で自己負担額を支払い、領収証等を市役所こども未来課子育て支援係又は各支所福祉係へ提出することで払い戻しが受けられます。

※領収証等で申請する場合の申請期限は診療月の属する月の翌月から6か月以内になります。

例) 4月1日に受診した場合の申請期限 10月末日



◆よくあるQ&A◆

Q. 医療費が高額になったらどういう手続きが必要なの？

医療費が高額になった場合でも、保険が適用される費用は窓口負担無料の対象となります。医療費が高額になる場合は、「マイナ保険証(健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)」,又は加入医療保険者から発行される「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示してください。なお、「マイナ保険証」又は「限度額適用認定証」を提示していなかった場合で、各医療保険者からの払い戻しを受けた場合は、その額を控除した額が子ども医療の対象となります。

子ども医療からの給付との重複が確認できた場合は返金の手続きが発生します。

※高額療養費の取扱い等の詳細は加入医療保険者へお問い合わせください。

Q. 学校や子ども園等でけがをしたときはどうするの？

学校等でのけがの場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金(学校の管理下で発生した負傷、疾病に対する給付金)の対象となることがあります。医療機関を受診する際に、学校等でのけがである旨を伝えてください。後日、日本スポーツ振興センターからかかった医療費分とお見舞金が支払われます。災害共済給付金の対象となった場合、子ども医療は対象となりません。

子ども医療からの給付との重複が確認できた場合は返金の手続きが発生します。

Q. 子ども医療費の返金ってどんなときにおこるの？

既に給付済みの医療費のうち、本状表面●給付の対象外となるものに記載されている費用が含まれている場合、返金の手続きが発生します。返金が必要になった場合は、電話または文書にて返金を依頼します。

※翌月分の医療費から差引調整をする場合があります。

Q. 子ども医療費として給付された医療費の明細はわかるの？

こども未来課子育て支援係・各支所福祉係まで受給資格者証、または本人確認のできるものをお持ちいただければ子ども医療費として給付した医療費の明細をお渡しできます。

【お問い合わせ先】

こども未来課子育て支援係	0993-56-1111
顕娃支所福祉係	0993-36-1111
知覧支所福祉係	0993-83-2511